

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

名 称	特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく
所在地	〒246-0032 横浜市瀬谷区南台1丁目17番地3
連絡先電話番号	045-303-2080
管 理 者	川原 千賀子
サービス提供地域	横浜市瀬谷区
事業の概要	<p>助け合い事業＝ホームヘルプ、未来CAN（学齢障害児地域生活サポート事業）</p> <p>児童福祉法事業＝放課後デイサービス未来CAN2</p> <p>介護保険事業＝指定居宅介護支援事業 わくわくケアサポート 指定居宅訪問介護事業 わくわくケアハート 指定小規模多機能型居宅介護事業 わくわくの里</p> <p>障害者総合支援法の事業＝居宅介護 同行援護 移動支援：移動介護・通学通所介護</p> <p>横浜市委託事業＝竹村の丘</p>

## 2. 事業所の職員体制など

職種	従事する業務	人員
管理者	従業者と業務の管理	1名（常勤）
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護/家事援助/移動支援</li> <li>・利用申し込みの調整</li> <li>・訪問介護員への技術指導</li> <li>・介護計画書の作成</li> </ul>	4名（常勤4名）
介護職員	身体介護/家事援助など	介護福祉士 = 13名 ヘルパー2級 = 2名
事務担当職員	事務	2名（常勤1名、非常勤1名）

## 3. 営業時間

サービス種類	平 日	土 曜 日	日 祭 日
居宅介護・同行援護	9：00～18：00	9：00～18：00	休 業
事務所	9：00～17：00	10：00～12：00	休 業

\* 年末年始（12月30日～1月3日）は休業いたします

\* 必要な場合は、日祭日も対応します。時間帯についてもご相談ください。

#### 4. サービス料及び利用者負担

- (1) サービスの利用については、介護給付費支給されます。(本事業所が代理受領します)
- (2) 利用者本人および扶養義務者負担分は、受給者証の記載内容にもとづいて、ご負担分をお支払いただきます。
- (3) 1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合などで、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービス提供をした場合は、2倍の利用者(扶養義務者)負担額をお支払いただきます。
- (4) 「償還払い」となる場合には、いったん基準額の全額をお支払いただきます。その場合、サービス提供証明書を交付しますので、証明書と領収書を市町村に申請することになります。
- (5) 交通費は、通常のサービス利用地域を越える場合にのみ、必要となります。
- (6) 利用者負担額は、毎月27日に郵便局の口座から自動引き落としとなります。(手数料は、事業者負担)  
やむを得ず郵便振込みで支払う場合、手数料は利用者負担となります。

#### 5. サービスの中止(キャンセル)

- (1) 利用者が、サービス利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。留守番電話になっていても、そのままお話しください。

連絡先：045-303-2080

- (2) 利用者の都合でキャンセルする場合には、できるだけサービスの前々日までにご連絡ください。
- (3) キャンセル料は、利用者負担金の支払に合わせてお支払いただきます。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時期	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

## 6. 当団体のサービスの方針

「誰でもが安心して普通に暮らせる町づくり」をめざし、地域の中で身近な助け合いを、市民活動として続けてきました。

本事業においても、専門性を裏づけにしつつ、当事者感覚を忘れないぬくもりのある介護を誠心誠意お届けしてまいります。

また、常に自分たちの活動を検証し、学習・研修を定期的に行い、技術や精神のレベルアップをはかります。

これからも、住み慣れた町で、豊かな近隣関係を保ちつつ、心穏やかに生き生きと暮らし続けていくことができる地域社会をめざして活動してまいります。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供にあたり、事故・体調の急変などが生じた場合は、事前の打ち合わせにもとづき、家族・主治医・救急機関・担当のケースワーカーに連絡します。

### 【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医名	

### 【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者 管理者：川原千賀子

## 9. 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ア、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
  - イ、身体拘束等の適正化のための指針の整備
  - ウ、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

## 10. 感染症対策について

事業者は、事業者において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練の定期的な実施

## 11. 事業継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、事業継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施します。

## 12、サービス区分およびサービス内容

### (1) 居宅介護

身体介護	入浴・清拭・洗髪介助 排泄介助 食事介助 衣服の着脱の介助 その他必要な身体介助  * 医療行為はいたしません	入浴の介助や清拭、洗髪 排泄の介助、おむつ交換 食事の介助 衣服の着脱
身体介護を伴う 通院介助	通院介助・官公庁同行	
身体介護を伴わ ない通院介助	通院介助・官公庁同行	
家事援助	調理、洗濯、掃除、買い物 その他必要な家事 * 預貯金の引き出しや預入 れは行いません。 * 利用者以外の方の調理、洗 濯、居室や庭などの掃除は 原則として行いません。	利用者の食事の用意 利用者の衣服などの洗濯 利用者の居室の掃除や整理整頓 利用者の日常生活に必要となる 物品の買い物

### (2) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する方を対象に行う援護	① 移動の援護 ② 移動に必要な情報の提供 ③ 生活に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助
-------------------------------	---

### (3) 移動支援

移動介護	① 社会生活上必要不可欠な外出 ② 社会参加のための外出	① 買物などの介助 ② 余暇活動などの外出介助
通学通所支援	特別支援学校・養護学校の登下校 支援、生活介護等の日中活動系サ ービス事業所等への通所支援	

その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

### 13、相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や、苦情については、次の窓口で対応します。

特定非営利活動法人 ワーカーズ わくわく ご利用者様相談窓口	電話番号 045-303-2080 FAX 番号 045-304-9559 相談責任者 福澤 万喜子 苦情対応 川原 千賀子 対応時間 10時～17時(平日)
--------------------------------------	---

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し立てができます。

横浜市福祉調整委員会	かながわ福祉サービス運営適正化委員会
電話番号 045-671-4045	電話番号 045-317-2200
FAX 045-681-5457	FAX 045-322-3559
対応時間 9時～17時(平日)	対応時間 9時～17時(平日)